

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法	法令の番号	昭和43年法律第97号						
不利益処分の種類	水銀排出施設に係る措置命令	根拠条項	第18条の34						
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>水銀排出施設において、水銀濃度が排出口において排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認められるときに行う勧告に従わないときに処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを命ずる。</p>								
	対応区分	1 弁明の機会の付与*	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所		目次NO	
	2 聴聞の実施								

*一時停止措置命令のみ